

# 第117回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和6年6月20日(月曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 64 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 2. 議案第 65 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（総重量 3.5 t） 1 台）  
日程第 3. 議案第 66 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。  
皆様、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。  
本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。  
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

---

日程第 1. 議案第 64 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） まず、日程第 1、議案第 64 号、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
本案件に対する当局の提案説明は、6 月 4 日に終了しておりますので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ページ数は、6 ページですね、歳出、総務費、総務管理費の中の公有財産購入費 600 万円、土地購入費計上されていますが、この土地の用地の単価とか、それから購入先であるとか、そういった内容の説明をお願いできますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えをいたします。  
この件につきましては、3 月 19 日の全員協議会でもご説明させていただきました中国のハイウェイバス佐用インターの駐車場にかかるものでございます。ということで、その時にも協議が整ったということで、6 月補正のほうで上げさせていただくということで、申しております、佐用インターに隣接しております個人所有の土地、もう既に駐車場になっておりますが、そこを駐車場用地として購入をさせていただくということで、購入費のほうを計上しておりますのと、あと、その購入予定の土地につきましては、道路から間口が少し狭いということで、間口を広げる工事を行うと共に、案内看板、簡易な駐輪場ということの整備のほうを予定をしております、工事請負費のほうを計上をしております

ろでございます。以上でございます。

単価のほうにつきましては、駐輪場の土地の購入費については、固定資産の評価額のほうで計上のほうをしてございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 申し訳ない。もうちょっと、詳しく。

まあ、概略は分かりましたが、購入先は個人、1人だったのか。単価についてお尋ねしたので、そのへんもお願いできますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防止課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをいたします。

土地の所有者は1人でございます。ということで、単価のほうは…、ちょっとお待ちください。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 今、単価調べている最中に、先ほど、詳しい経緯といいますかということだったんで、その間、ちょっと、お話をさせていただきたいと思います。

過去から、この高速バスの駐車場の整備というのは課題になっておりまして、要望もございました。

で、農地なんかを取得するようなことも計画も、計画というか検討もしておったんですけども、それよりも、現在、名前が、ちょっと出てきませんが、あそこにある農協さんの、やすらぎさんですかね、やすらぎさんの方角で言うと分かりませんが、中国道のバス停に通ずる道路より側の、建物で言えば裏側の用地に職員の駐車場として、一般の来客者の駐車場ではなくて、職員の駐車場として農協さんのほうが、個人の方から賃借をされておられる用地がございました。これはもう、駐車場に整備をされて、年額で払われているのか、月ぎめで払われているのか分かりませんが、賃貸借をされておられました。

で、ご承知のように、コロナ等で、なかなか葬儀や、そういうセレモニーについても、たくさんの方が集まる機会というのが、だんだんと減ってきている中で、農協さんのほうも、この職員駐車場が、こんなに過大に要らないというようなこともございまして、町側にとっても、既に整備してあるところを購入するのが、町側にとってもメリットがあるということで、所有者の方に無理をお願いして、町のほうは、なかなか賃貸借というのは、難しいので購入させていただけないでしょうかということをお打診しましたところ、快く、譲渡の運びになったということでございますので、このたび、この6月の補正予算にて、計上させていただいているという次第でございます。以上です。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 申し訳ございません。

単価のほうは、平米当たり 1 万 2,000 円でございます。約 1 万 2,000 円でございます。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） すみません、今の関連なんですけれど、その土地を買って、その置いておる利用状況というのは、どのような状態ですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 令和 4 年の実績で見ますと、大阪行きのほうが、1 日、大体、10 人ほどですかねいうことで、利用状況は聞いております。

それで、今は、道路の路肩のほうに、車なり自転車のほうを置かれて利用されておるといようなことで、以前からも、何とか駐車場整備していただけないかということもございまして、このたび、その駐車場と駐輪場のほうの整備をさせていただくところでございます。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 8 ページですね、教育費、保健体育費の備品購入 799 万 7,000 円について、内容の説明をお願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） はい、お答えいたします。

こちらにつきましては、上月体育館のバスケットゴールの購入費でございます。

移動式のバスケットゴールが令和 4 年故障いたしまして、それ以降、ちょっと、購入ができておりませんでした。このたび歳入のほうにも書いておりますが、スポーツ振興くじの助成金のほうが通りましたので、購入を計画しております。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） なければ。

7 ページです。7 ページ、教育費、社会教育費の中のさよう文化情報センター運営費、幕山地区センター運営費、それぞれ工事請負費として、計上されているものについては、提案説明の時に空調設備というような説明を受けましたけれど、この状況について、ちょっと、空調設備だけでしたので、内容の説明をお願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） ご説明申し上げます。

さよう文化情報センターのほうでございますが、こちらのほうは、ホールですね、ホールのほうの空調機の修繕工事になります。ホールの空調なんですけど、チラーという装置がございまして、冷暖房ですね、水を温めたり、冷やしたりとかですね、そういうチラーという装置が壊れまして、そのうちの、今現在も、使えるのは使えるんですが、チラーのうちの圧縮機の、2 基ある圧縮機のうちの 1 基が故障いたしまして、その修繕工事をする事になっております。以上でございます。

〔上月支所長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡上月支所長。

上月支所長（福岡真一郎君） すみません。幕山地区センターのほうのお答えをいたします。

幕山地区センター、これは調理実習室のエアコンでございます。

今の状況はエアコンのスイッチを入れますと、地区センター全館の動力系のブレーカーが落ちるという状況になっております。業者さんに見ていただいたところ、このエアコンが相当古くて、この地区センターが昭和 63 年に竣工しておりますが、それ以来、交換したかどうかは定かではありませんが、もう古くなっておりまして修理部品もないということで、今回、更新という形で補正を上げさせていただいております。以上でございます。

13 番（平岡きぬゑ君） 分かりました。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） では、分からないので、お尋ねします。

6 ページ、款、民生費、児童福祉費の中の児童福祉総務費の福祉医療費助成システム改

修業務委託料 50 万円。

それから、その下、児童措置費、電算システム設置委託料 863 万 2,000 円。  
いずれもシステム改修なんです、その内容について、説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） それでは、私のほうから、福祉医療費助成システム改修について、お答えさせていただきます。

これにつきましては、児童扶養手当につきましては、国のほうは、令和 6 年 11 月から所得限度額を引き上げることになってございます。それに伴まして、母子家庭等医療費助成事業は、所得制限を児童扶養手当の所得制限を準用しておりますので、それに伴いまして、システムの改修が必要になったということでございます。以上でございます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 私のほうからは、その下の電算システム設定委託料という部分を 863 万 2,000 円増額の説明をさせていただきます。

これは、今年 10 月から児童手当が改正になります。それに伴いまして、システムの改修というふうな形になっております。これにつきましては、今現在、児童手当が支払いされておりますけれども、その分の増額でございますけれども、主に改定点につきましては、所得制限の撤廃と、それから、第 3 子以降の手当の月額が 1 万 5,000 円から 3 万円に増額されるものでございます。

そして、今現在、中学校卒業までというふうな形になっておりますけれども、高校生相当、高校生の卒業相当までの延長というふうな形でございますので、その点で、システムの改修。

それから、今現在、年間 3 回の支給になっておりますけれども、これが、2 か月に 1 回、偶数月になるということで、年 6 回の支給というふうな形でございますので、大幅なシステムの改修というふうな形になります。その計上でございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 内容については分かりました。

で、システム改修の、この委託先なんですけれども、いずれも、これはどこか、当初予算で上がっているところと、同じかと思うんですが、すみません。改めて、委託先のことについて、説明ください。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えさせていただきます。

現在、使用しておりますシステムを保守管理していただいています株式会社日立システムズ関西支社でございます。これは、いずれも日立システムズということでございます。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 64 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
議案第 64 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（千種和英君） ここでお諮りします。

日程第 2 及び日程第 3 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

日程第 2．議案第 65 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（総重量 3.5 t） 1 台）

議長（千種和英君） では、日程第 2 に入ります。

日程第 2、議案第 65 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車（総重量 3.5 トン） 1 台）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 65 号、財産の取得につきまして、ご説明を申し上げます。

当議案は、消防防災力の維持・強化を図ることを目的に、更新計画に基づいて、今年度は、上月機動分団の車両を更新するものでございます。

今回、取得しようとする車両につきましては、通常に分団に配備している小型動力ポンプ付積載車ではなく、機動分団に配備する消防ポンプ自動車でございます。

このタイプの車両で、普通自動車運転免許証で運転できる総重量3.5トン未満の車両は、株式会社モリタ1社のみが製造しているために、取得に当たっては、昨年度、更新させていただいた南光第2機動分団の車両と同様に、随意契約とさせていただいております。

契約金額は2,409万円で、契約の相手方は、株式会社モリタの本町エリアの正式代理店である、兵庫県姫路市豊富町豊富3143番地1の株式会社藤井ポンプ製作所代表取締役、横田浩之氏に決定をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） すみません。ちょっと、聞きます。

これ上月機動分団に入るわけなんですけれど、今まで、この上月には、このやつがなかったんやね。こういう同じ型の分については。そこらへんは、どんなん。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えをいたします。

既に、機動分団で、今、所管しております1台、自動車ポンプを更新をするということでもありますので、今も入ってございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） そしたら、更新するわけなんですけれど、古い分については、何年ぐらいもったんですか。使用いうのか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 申し上げます。お答えいたします。

消防のポンプ自動車については、いろいろ年間といたしますか、ずっと更新計画を持って

おりまして、このポンプ自動車については 20 年で更新の検討を行うということで、ただし、20 年たっても、まだ、使えるということでありましたら延ばしていくという形で、この当該車両につきましては、一応、24 年経過をしております、ちょっと、エンジンのほうの、バッテリーのほうの調子が悪いということで、このたび更新するものでございます。

それから、売却、今の古いポンプ自動車につきましては、売却予定としております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その古いやつを売却というんは、どこへ売却するん。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

それにつきましては、どこに売却するかというのは、町の、いつも審査会というのがございまして、そこで、スクールバスとか、あとクリーンセンターのほうの売却のほうでも、同じような手法を行っておるんですが、そちらのほうに町内の、そういった取扱いをしている業者さん等、審議をしていただきまして、その会社のほうに見積り入札という形で売却のほうを予定をしております。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 65 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 65 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3．議案第 66 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 3 に入ります。

日程第3、議案第66号、佐用町行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を、改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第66号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例は、マイナンバーの利用範囲を規定する法律「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を基に、町がマイナンバーを使って情報連携する事務の目的や利用範囲、提供方法などを定めた条例でございます。

今回の条例改正は、上位の法律がマイナンバーの利用範囲を広げるために改正されたことを受けて行うもので、町条例にこのたび法改正のあった部分が引用されているため、法改正に伴い町条例についても改正が必要となったものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） マイナンバーカードですね、今現在、取得されておる現況の数ですね、幾らかというのと、それから、もう1つは、そのコンビニで、いろいろ使用できるようになりましたけれど、その使用状況は、どんな状態なんですか。教えてください。

〔住民課長 挙手〕

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

まず、マイナンバーカードの取得率につきましては、令和6年5月末時点で85.04%となっております。

申請率につきましては、93.79%となっております。

あと、コンビニ交付の利用状況ということでございますが、すみません。手元に、今、資料を持ってないので、正確な数字は分かりませんが、ごめんさい。数字については、また、後ほど、お調べして回答させていただきます。すみません。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 後で、まあ、数字は教えてもらったらいんですけど、コンビニで使っている分については、町の持ち出しというのは、何ぼぐらい出てるん。これ。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

コンビニ交付につきましては、利用率を、よく利用していただくために、手数料のほうを 100 円お安くさせていただいております。

それと、あと J-LIS という機構に手数料を町のほうからお支払しておりますので、それが 1 件につき 117 円だったと思います。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の、その国の法改正に伴う条例改正ですけど、この改正によって、新たに、住民に対する影響はどんなものが、どういうふうになるのか、現状で分かっている範囲で説明ください。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） お答えさせていただきます。

今回の法改正に関しましては、住民に関わることはあまりないんですけども、ご質問は住民へということでありましたので、お答えさせていただきますと、国外転出者のマイナンバーカード継続利用ということと、それから、マイナンバーカードかざし利用、それから、公金受取口座登録方法の拡充などが盛り込まれております。といったようなことでございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 法律が審議されている国会でのやり取りなどを、事前に勉強する中で、いわゆる健康保険証の廃止であるとか、そういったマイナンバーカードの取得を事実上強制するような内容も含まれているようなことが議論になっていたんですけど、そういうことは非常に住民に対して影響が大きいということで、この法律が改正されることによる影響について、当局が、どのようにとらまえているのかなということをお聞

きしたかったので、そのへんは特に、法改正に伴って、そういった問題があるとか、そういう説明はないんでしょかね。上からと言ったらあれですけど、国のほうから、関係機関から、どうなんですか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 今回の改正に関しましては、議員がご心配になられているような健康保険証との関連の事項には触れておられません。

先ほど申し上げませんでしたけれども、今回、マイナンバーカードの利用拡大ということで、法律の中に規定してありました別表というものがございましてけれども、その別表には利用範囲が事細かに書いてありますけれども、別表を廃止して、主務省令ということで、これから利用範囲を拡大しようという法改正になっております。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の国の法改正に伴う佐用町の条例改正ですけど、先ほども質疑の中でお伺いしましたけれど、影響はないとおっしゃったんですが、法案の国会審議では、マイナンバーカードの取得に対して事実上、これは任意です。強制される健康保険証の廃止、マイナ保険証によって、保険料を納めていても、切替えであるとか、自主申告になりますから、保険がない。無保険の状態が発生する懸念があります。

また、マイナ保険証の他人のひもづけの事案とかが深刻であることや、介護支援を必要とする高齢者や障がいを持つ方々がマイナンバーカード取得利用から事実上排除されている問題、これらが明らかになってきました。

こういった問題については、きちんとした制度の改正、国民の不安が払しょくされるようなことはできていません。ですから、世論調査でも7割を超える人たちが、現在の保険証を廃止すること。こういうことについて、撤回や延期を求めています。

法案自身は成立しましたけれども、今年の秋に保険証の廃止すること、これは医療現場、自治体、保険者の混乱、不安は解消されません。

最も現実的な方策は、保険証自身を残すことだと思います。

デジタルの活用自身が一人一人の幸せを実現するというよりは、規制緩和の手段となっていること。また、各府省を通じて、地方公共団体をコントロールするものになっています。

マイナ保険証への一本化にとどまらず、62本の法律を一括して改正し、利用拡大を進めるということは、個人情報漏洩、プライバシー侵害を否定することができません。個別に慎重な検討を行うべきだと思います。

住民の不安があるような条例改正には賛成することができません。

以上で、討論終わります。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方はありますか。  
ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 66 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 66 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。議事の都合により、明日 6 月 21 日から 25 日まで、本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
次の本会議は、6 月 26 日、水曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきください。  
本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前 10 時 03 分 散会

---